

会議録（平成25年度第2回愛知県事業評価監視委員会）（案）

- 1 日 時 平成25年8月6日（火） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター会議室B
- 3 出席者
（委員）梅原委員、加藤委員、千家委員、田中委員、柘植委員、長谷川委員、吉永委員
（県建設部）川崎建設部技監、道路維持課長、砂防課長、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課主幹 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)あいさつ
 - (3)議事
 - ① 第1回委員会議事録の確認について
 - ② 第1回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について
 - ③ 第3回委員会審議対象事業の抽出について
 - ④ 対象事業の審議
【事前評価】交通安全対策事業
【再評価】砂防事業
 - ⑤その他
 - (4)閉会

1 第1回委員会議事録の確認について

特に意見なし。

[結論] 了承する。

2 第1回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

下水道課から下水道事業「五条川右岸流域下水道」について説明。

特に意見なし。

[結論] 了承する。

3 第3回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 対象事業9件の評価区分は、全て「再評価」で、河川事業が5件、公園事業が4件。事業種別のバランスを考慮して、河川事業から4件、公園事業から3件を抽出する。

河川事業の進捗率、完了予定年度、事業規模を考慮すると、進捗率が低く、完了予定年度の遅い「御津川水系」、「西田川水系」をまず抽出する。「二の沢川」も進捗率は7割程度あるが、残る2事業に比較すると、完了予定年度が遅いため抽出する。残る2事業は、両地区ともに平成20年8月の豪雨により床上浸水の被害を受けて事業を進めているもので、平成26年に完了の予定。同種の事業で、かつ進捗率も同様であることから、事業規模の大きい「広田川・砂川・占部川」を抽出する。

公園事業についても進捗率や完了予定年度、事業規模を考慮すると、「大高緑地」及び「小幡緑地」の進捗率が他の2件に比較すると低く、完了予定年度が遅いため、抽出する。残る2件を比較すると、完了予定年度と進捗率の違いは、さほどないが、事業費の大きい「牧野ヶ池緑地」を抽出する。なお、抽出から漏れる「尾張広域緑道」は平成20年に抽出審議されている。

以上、河川事業を4件、公園事業を3件、抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議

【事前評価の審議】

(1) 交通安全対策事業

①「道路・街路事業の事業評価マニュアル」について

道路維持課から説明。

特に意見なし

②交通安全対策事業：一般県道浅井清須線、一般県道蜂須賀白浜線の審議
道路維持課から説明。

[委員] 用地買収で一人でも事業に反対されると、5年くらいあつという間に過ぎてしまう。地元の合意形成はなされているとのことだが、問題はないのか。

[県] 浅井清須線は、地元地権者全員からの同意書をいただいております、まず大丈夫と考えている。蜂須賀白浜線も地元及び津島市からの要望の強い路線であるので、問題はないと考えている。

[委員] 渋滞や安全面で問題があるため事業を実施することだが、地元の合意があるなら5年かけて工事するのではなく、必要性があり地元合意があるうちに短期間で工事を行う方が良いのではないのか。

[県] できるだけ早く完了する方が、事業効果が早く発現し良いことであるが、交通安全事業は多くの事業箇所を抱えており、本地区に重点投資するのは他地区とのバランスで困難である。しかし、他地区の用地買収困難などで使えなくなった予算を、地元合意形成ができていない本地区で使えるようであるなら、優先的に事業の進捗を図っていききたい。

[委員] 歩道の設置が4年目から開始となっているが、なるべく早く行ってもらい、通学路の安全を確保する工夫をしてもらいたい。

[県] 全体で事業に賛成という箇所でも、用地買収に入っていくと代替地の希望や個人的な理由で、用地買収に相当な期間を要することもある。なるべく早く用地買収を完了し、工事ができるように努力していききたい。

[委員] 評価調書で、浅井清須線は地権者の同意が得られているとあり、蜂須賀白浜線は地元からの要望が強いとあり、必ずしも地権者の同意ではないと思われる。事業評価調書の事業の実効性の評価欄が「A:事業計画の実効性が期待できる」、「B:事業計画の実効性が期待できない」の2つしかなく、このような場合でも「A」となると思われる。過去の再評価等の事例によると用地買収に相当な期間を要しており、(蜂須賀白浜線は)早期に地権者の同意が得られる努力をする、などの留意点の記述が必要ではないか。

[県] 新規事業着手前に地権者全員の同意が得られている方がレアケースである。通常は地元要望があって、新規事業着手するのが一般的である。

[結論] 浅井清須線、蜂須賀白浜線の対応方針（案）を了承する。

(2) 砂防事業

①砂防事業の費用対効果の算出方法について

砂防課から説明。

[委員] B/Cの算出に当たっては最大で100年超過確率規模降雨を設定しているとのことだが、最近は頻繁に100mm/hを超えるような豪雨が起きている。

降雨規模の拡大に伴い、国に対しB/C算出マニュアルの改訂を行うべき、などの声は挙がっているのか。

[県] 降雨規模を考え直すには、統計的に信頼のおけるだけの降雨データを集め、決定しなければならない。現在、砂防事業で想定している降雨規模を上げることは容易でない。

また、現在、降雨規模の変更に関しての動きはない。

②砂防事業（通常砂防事業）：井戸川、大平沢、桑原洞の審議

砂防課から説明。

[委員] 3事業ともに「事業の進捗状況及び見込み」において、計画の延長理由は用地の取得の難航となっているが、井戸川について、用地買収の状況や今回の工期の見直しで完了する見込みについて説明してほしい。

[県] 事業の実施にあたり、すべての地権者の方に了解を得てから進めることは難しい。地区全体に対して事業の説明はするが、地権者の方に交渉をしていく中で、個々の意見が出てくるもので、難航する場合は誠意を持って交渉を続ける他はないと考えている。井戸川については、見直し後の工期で完了できるように用地交渉を進めていく考えである。

[委員] このような山間地域において用地買収が難航するのはどういった理由か。地権者を特定するのもにも困難であったりする場合が考えられるが、通常の交渉において難航しているということか。

[県] 山間地域において、公図混乱や相続人過多等により買収困難な場合があるが、今回の件は、個人の地権者に対しての交渉が難航しているものである。

[委員] 砂防事業の用地買収を進めるにあたっては、被害が想定される地元の防災意

識を高め、事業の理解を得ることが重要。桑原洞の保全対象には稲武中学校が入っているが、こういった中学校などへの啓発活動をどれくらい行っているのか。国交省等では砂防事業の出前講座などを行っているという。

[県] 主に砂防事業を行っている中山間地域は、市街地よりも土砂災害に対する意識は高いと認識しているが、用地交渉では別の意識から反対の意見が出る場合が多い。

危険度の高い土石流危険渓流は約1500箇所あり、国交省の出先機関のように整備対象が限られているわけではないため、すべての整備箇所について出前講座などのきめ細やかな啓発活動を行うことができないのが現状である。現在、出前講座は要請があった場合に行っており、年に1回程度である。

[委員] 積極的に出前講座を行うなど地道な啓発活動を進め、地元の理解を得ることが重要である。

[委員] 県では地震対策アクションプラン等、地震に対しての対策は重点的に行っているが、地震以外の防災事業も積極的な対応が必要ではないか。土砂災害に対しても重点的に対策を行ってほしい。

[委員] 大平沢の保全対象は人家6戸とあるが、他にもこのような保全人家を持つ流域はあるのではないか。この地区の選定理由を説明してほしい。

[県] 保全人家の戸数、緊急輸送道路の有無、災害時要援護者関連施設、公共施設の有無などを勘案し選定している。

[委員] 例えば、津波の危険がある地域から高台へ移転等の手法もある中で、土砂災害にも同じことが考えられないか。人家の保全に着目した場合、自分の家が危険であることがわかれば自らの意思で移転するなどの対応も考えられる。地域のコミュニティ等を考えると難しい課題もあるが、補助を出して移転してもらうなどの手法が出来るのではないかと思う。また、工事による環境への影響や人工物ができることによる山林の価値の変化など、B/Cに表れない貨幣価値困難なデメリットもある。

[県] (砂防施設の整備に代わる) 保全対象の家屋の移転という手法は市町村、地域の事情等もあり、なかなか難しい。

[委員] 長期的な課題として、今後、事業化の優先度順位検討の中で考えてほしい。

[委員] 井戸川の工事費の増額理由について教えて欲しい。

[県] 既設えん堤を透過型に改良しているが、その上流部で撤去する堆積土砂が当初想定よりも増加したこと、1号えん堤の下流部で床固め工1基が追加となったこと、また、クマタカのモニタリング調査などにより増額となった。

[委員] 今後このような想定外の事由が発生し、増額があるのではないか。

[県] 当初計画は、同種の事業を基に事業費を類推し決定しているため、このような増額が生じている。事業着手後、詳細に調査をしながら進めており、今後は大きな変更は無いと考えている。

[委員] 井戸川の既設砂防えん堤は、なぜ透過型に変えたのか。

[県] 土石流及び流木補足の効果量を上げるため。また、透過型にすることにより、生物の行き来を阻害しにくくする目的もある。

[委員] 透過型のえん堤やクマタカへの対応も良いが、砂防えん堤は第一に人命を守るものである。地元に対しては十分な啓発活動を行い、積極的に事業を推進して欲しい。

[委員] 3事業に共通して「事業の必要性の変化」の項目が「B：事業着手時と比べ必要性にほとんど変化はない」という判断に疑問を感じる。近年、集中豪雨や台風による土砂災害が頻繁に発生し、事業の必要性はむしろ増大しているのではないか。「A：事業着手時に比べ必要性が増大している」にすべきではないか。

[県] 土砂災害対策全体の必要性は高まっていると思われるが、これらの地区に関する客観的なデータを持ち合わせておらず、大きな変化があるとまでは言いきれないため、「B」としている。

[委員] この事業に限らず、近年の異常気象などの現状を踏まえた事業の必要性の変化について、調書への記載、反映方法を検討した方が良い。今年度中を目途に検討してほしい。

[県] 委員指摘の評価調書への反映方法については、今後検討する。

[結論] 井戸川、大平沢、桑原洞の対応方針（案）については、了承する。

以上